

所管部課	市民環境部 産業振興課		部長	木村 西	
件名	東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例施行規則を廃止する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例 東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市議会第4回定例会において、「東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例」が可決されたことに伴い、本規則を廃止するものである。</p> <p>施行日 : 令和6年4月1日から施行する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和5年10月11日 文書課において審査済み。</p> <p>令和5年11月30日 東大和市議会第4回定例会にて「東大和市中小企業勤労者生活資金融資条例を廃止する条例」可決</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに廃止手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。